明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔詔書〕
○令和六年十月二十七日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する詔書　二

〔省令〕
○労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一三九）　二

〔告示〕
○令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件（中央選挙管理会二六）　二
○令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等に関する件（同二七）　三
○最高裁判所裁判官国民審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号に関する件（同二八）　三
○令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を選任した件（同二九）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務三一七）　三
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（財務二六五）　四
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同二六六）　四
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産一八一六）　五
○自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一二一八）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁四五）　七
○都市計画に関する件（東北地方整備局六〇）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二三一）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局四五）　八
○道路に関する件（中国地方整備局七二～七四）　八
○道路に関する件（九州地方整備局九九）　八

〔人事異動〕
法務省　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項
電波監理審議会の審理の開始について（電波監理審議会）　八
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　九

労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示二）　九

国家試験
第六十六回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（原子力規制委員会）　九

〔公告〕

諸事項
官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇

会社その他　三〇

詔書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに公職選挙法第三十一条によって、令和六年十月二十七日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御名御璽

令和六年十月十五日

内閣総理大臣　石破　茂

省令

○厚生労働省令第百三十九号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第二条第一項及び第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二条第一項の厚生労働省令で定める額） **第一条**　労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一～四　（略） **附　則** 1　（略） 2　令和六年一月一日において石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して令和六年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「令和七年一月三十一日」とする。	（令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定める額） **第一条**　労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号。以下「令」という。）第二条第一項第一号の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一～四　（略） **附　則** 1　（略） 2　令和二年七月四日において熊本県のうち人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町及び葦北郡芦北町の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して令和二年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「令和三年二月一日」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。